

# タイムスタンプ認定制度に関する検討会(第2回) 事務局資料

---

令和 2 年 5 月 1 日  
サイバーセキュリティ統括官室

# 「タイムスタンプ認定制度に関する検討会」論点全体像

1

タイムスタンプについて、国としての認定制度を創設するにあたって、今後検討・議論が必要であると考えられる論点(案)<sup>\*</sup>は以下のとおり。**(赤字は本日の検討項目)**

※ タイムスタンプ認定制度に関する検討会(第1回)資料1-2 論点案 再掲

## ① 認定の対象

- **認定の単位**  
(事業者、業務(サービス)、その他)
- 時刻配信・監査業務事業者(TAA)の扱い  
(現在、認定の対象であるTAAの扱いについて 等)
- **時刻認証業務の技術方式**  
(デジタル署名方式、リンク方式、アーカイビング方式)
- **申請できる者の条件**  
(海外拠点で業務を行おうとする申請者の扱い)

## ② 認定の基準

- 設備面の基準  
(HSMのセキュリティレベルの要求要件について見直す必要があるか)
- 他の認証等の活用による審査プロセス効率化  
(運用基準の審査に当たり、ISO認証等の取得をもって代替できるか)

## ③ 認定の期間

- 認定の有効期間  
(諸外国や他のセキュリティ関連の制度も踏まえ、見直す必要があるか)

## ④ 調査(監査)機関の要件、調査(監査)のあり方

- 調査(監査)を委託する機関に求められる要件
- 調査(監査)の頻度、内容  
(諸外国や他のセキュリティ関連の制度も踏まえ、見直す必要があるか 等)

## ⑤ 認定業務の公表内容及び公表方法

- トラストリストへの記載事項  
(諸外国との相互運用も踏まえながら、具体的な記載事項を検討)

## ⑥ その他

- 廃業の場合(TSA又は認証局)の取扱い  
(諸外国や他のセキュリティ関連の制度も踏まえ、廃業時の扱い等を検討)
- TSA公開鍵証明書を発行する認証事業者の基準  
(厳格に秘密鍵を管理している認証事業者、信頼のある監査機関からの監査を受けた認証事業者 等)
- 利用の拡大に向けた取組  
(関係省庁の制度や業界ガイドライン等でタイムスタンプを位置づけてもらうための働きかけ 等)
- 経過措置  
(国による認定制度へシームレスに移行する際に取るべき措置)

## ○ 認定の対象

### (1) 認定の単位

#### 【現状】

- 日本データ通信協会の認定制度では、事業者単位で認定。

#### 【課題】

- 例えば、同一のサービス名称で暗号の強度の異なる複数のサービスを提供する事業者がいるなど、利用者にとって何が認定された業務(サービス)なのかがわかりにくい等が課題。
- EUではサービス単位で認定しており、国際的な整合性も踏まえる必要がある。

#### 【方向性】

- 認定は業務(サービス)単位が適切ではないか

### (2) 認定の対象とする時刻認証業務の技術方式

#### 【現状】

- 日本データ通信協会の認定制度では、デジタル署名、アーカイビング、リンク方式が認定の対象。
- 現状はデジタル署名(5社)、アーカイビング(1社※1)、リンク(0社)であり、日本ではデジタル署名方式が主流。
- EUにおいても同様に、デジタル署名方式のみを提供。

#### 【方向性】

- 審査の効率性の観点からは、まずはデジタル署名方式で制度を開始するのが適切ではないか

※1 今夏にサービス終了予定。

### (3) 申請者の条件

#### 【現状】

- 日本データ通信協会の認定制度の運用規約では、申請に係る業務の拠点を日本国内に有する者に限定。
- 他方、電子署名法では、外国の事務所により特定認証業務を行う者の申請を認めている。

#### 【方向性】

- 上記を踏まえ、電子署名法と同様の整理で、外国に営業又は業務用設備等の拠点を有する者についても、申請を認めることは適切ではないか。

## 1. 既存の制度からのシームレスな移行

- 既存の日本データ通信協会の認定制度における認定事業者への影響
- 現在の日本データ通信協会のタイムスタンプ認定制度を引用している関係省庁の法令等や業界ガイドラインへの影響 等

## 2. 国際的な制度との整合性

- EU等の諸外国の制度との整合性
- ISO等国際標準との整合性 等

## 3. 制度の普及・利用促進

- 監査(調査)やサービス提供のコスト面への影響
- サービス利用者の立場から見ても、その信頼性担保の仕組みがわかりやすい制度設計(例:トラストリスト)が必要 等

# (参考) トラストサービスのユースケースに関する提案募集

(令和2年4月24日報道発表)

4

- トラストサービスの利用により、リモートワークの一層の拡大が期待されているところ。
- 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度(通称:eシール※<sup>1</sup>)に関する検討会(令和2年4月14日報道発表)の序盤では、ヒアリングを重ねながら具体的なユースケースに関する検討を進める予定。
- タイムスタンプ※<sup>2</sup>認定制度に関する検討会(令和2年3月23日報道発表)においても、具体的な出口を見据える必要性が強調された。
- 本提案募集では、以上の検討の際に参考にするため、eシール及びタイムスタンプのユースケースに関する提案を広く募集するもの。
- 制約となる規制・制度・手続・慣習等が存在する場合には、それもあわせて提案を募集する。

※1 電子文書の発信元の組織を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、当該措置が行われて以降当該文書が改ざんされていないことを確認可能とする仕組み

※2 電子データがある時刻に存在し、その時刻以降に当該データが改ざんされていないことを確認できる仕組み

## 提案募集概要

提案募集期間	4月25日(土)から5月25日(月)までの31日間
募集内容	① 我が国におけるeシール及びタイムスタンプのユースケース ・具体的な活用方法 ・ニーズが見込まれる分野 等 ② ①の実現に対する制約となる規制・制度・手続・慣習等があればその内容 <small>※電子署名等他のトラストサービスに関する提案も募集します</small>
提案の活用方針	それぞれの検討会における議論や関係省庁への働きかけ等の参考とする。